

平成22年6月22日

教育警察常任委員会 【暴力団排除条例(案)関係】

参 考 資 料

- 三重県内の暴力団勢力について ----- 1頁
- 暴力団排除に関するアンケートの実施結果について ----- 2頁
- パブリックコメント掲載資料 ----- 4頁
 - * 意見募集についての案内 (4～6頁)
 - * 暴力団排除条例(案)の概要 (7～10頁)
 - * 三重県の暴力団情勢 (11～12頁)

三 重 県 警 察 本 部

三重県内の暴力団勢力について

平成21年12月末現在
○ 複製禁止

★ 三重県内の暴力団勢力は41団体、1160人（構成員510人+準構成員650人）
平成21年6月末との比較：団体-2、人員勢力-10

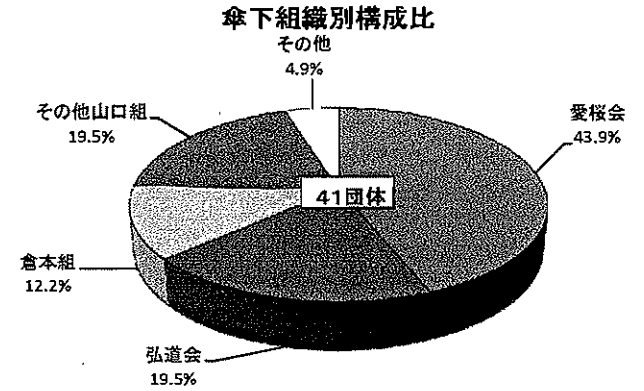
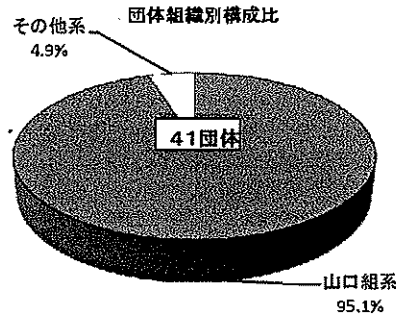
★ 全国の暴力団指定状況
山口組、稲川会、住吉会等22団体、暴力団構成員37,000人
（全暴力団構成員38,600人の95.9パーセント）

★ 県内の指定暴力団
上記指定団体（県内は山口組系のみ）の傘下組織39団体、構成員500人
（県内全構成員510人の97.4パーセント）

1 系列別勢力比

	全 国				三 重 県			
	団体数	勢 力	構 成 員	準 構 成 員	団体数	勢 力	構 成 員	準 構 成 員
山口組系	-	38,000	20,200	17,800	39	1,130	500	630
稲川会系	-	9,300	4,800	4,500	-	-	-	-
住吉会系	-	12,700	6,100	6,600	-	-	-	-
その他系	-	22,600	9,300	13,300	2	30	10	20
計	-	82,600	40,400	42,200	41	1,160	510	650

* 全国勢力は平成20年末 * 「その他系」は未指定団体を含む

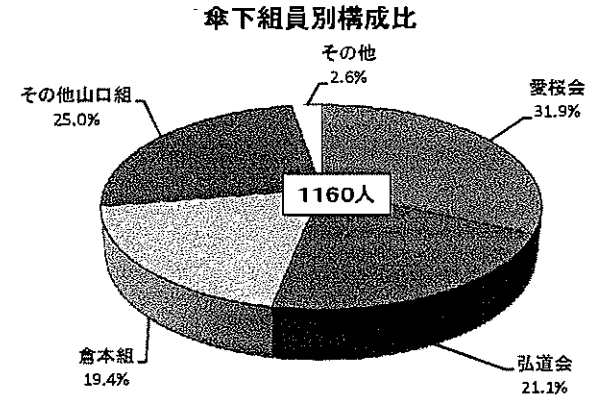
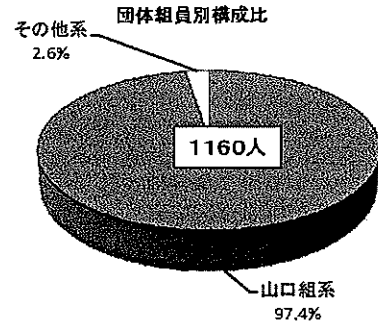


2 警察署別勢力数

	団体数	勢力数
桑 名	4	120
いなべ	1	10
四日市北	1	30
四日市南	6	160
四日市西	3	70
亀 山	1	10
鈴 鹿	4	90
津	4	160
津 南	1	10
松 阪	3	105
大 台	-	0
伊 勢	7	245
鳥 羽	1	5
尾 鷲	1	45
熊 野	1	20
紀 宝	-	5
伊 賀	3	70
名 張	-	5
計	41	1160

3 県内団体別構成比

団 体 名	団体数	勢力数
二代目愛桜会	18	370
	43.9%	31.9%
二代目弘道会	8	245
	19.5%	21.1%
二代目倉本組	5	225
	12.2%	19.4%
その他山口組	8	290
	19.5%	25.0%
その他	2	30
	4.9%	2.6%
計	41	1160



* グラフ中の「その他山口組」は2次団体の二代目宅見組・四代目山健組等の山口組傘下団体の勢力をまとめたもの

暴力団排除に関するアンケートの実施結果について（報告）

1 実施日時及び場所

(1) 実施日時

平成22年2月9日（火）、及び同月15日（月）から18日（木）までの5日間

(2) 実施場所

三重県運転免許センター

2 アンケート対象者

自動車運転免許証の更新時講習（優良運転者）を受講した県民等1,092人（内、県外居住者5人）

3 実施結果

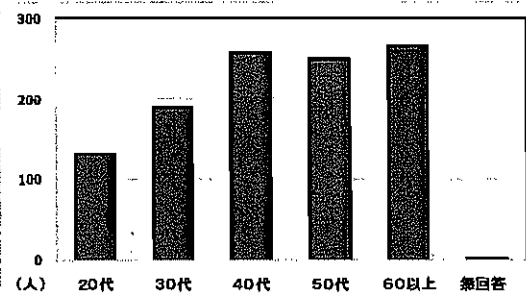
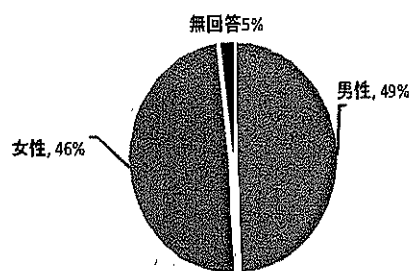
県民は、暴力団の存在を強く否定し、社会から暴力団排除を行うためには、警察の取締りと併せ、暴力団を利用したり、暴力団に金品等を供与しないようにすべきであると考えており、また、条例を制定し、社会全体で暴力団対策を進めることに、殆どの者が賛成していることが明らかとなった。

各項目ごとの回答は、次のとおりである。

(1) 対象者の性別及び年齢

男女別は、男性539人、女性532人であった。

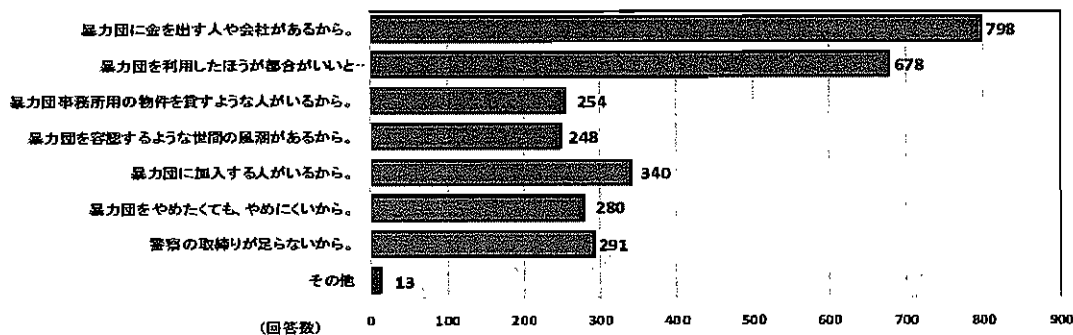
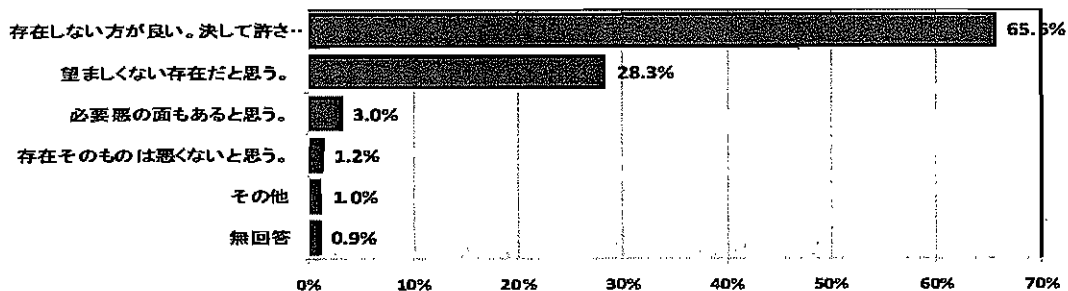
年代別は、60代が最も多く、次いで40代、50代、30代、20代の順であった。



(2) 暴力団の存在について

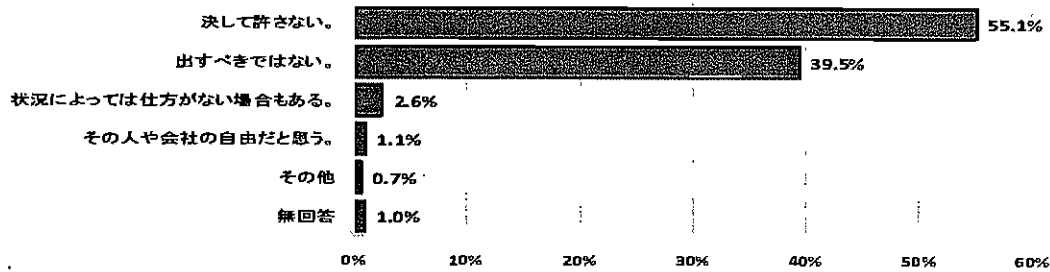
暴力団の存在について質問したところ「存在しない方がよい。望ましくない存在。」との回答が、1,025人（93.9%）を占めた。

また、暴力団が存在し続けている理由として「暴力団に金を出す人や会社があるから。」「暴力団を利用する人や会社があるから。」との回答（複数回答）が1,476人であり、依然として社会に暴力団を容認する風潮が残存していることがうかがわれた。



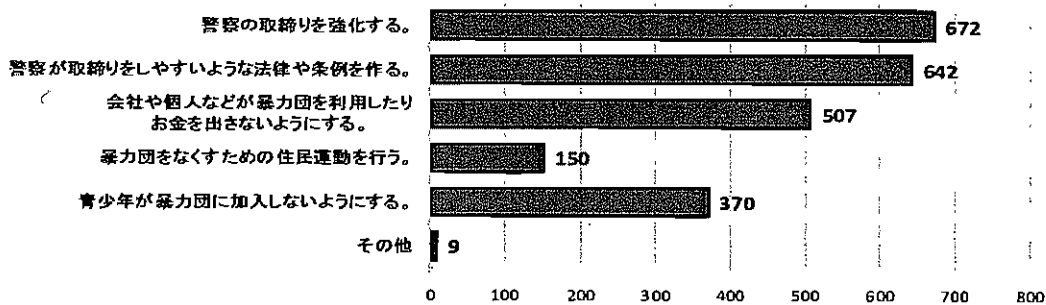
(3) 暴力団への資金提供について

暴力団への資金提供について質問したところ「決して許さない。」「出すべきではない。」が1,033人(94.6%)を占め、県民の暴力団排除に対する意識の高さがうかがわれた。



(4) 暴力団の根絶について

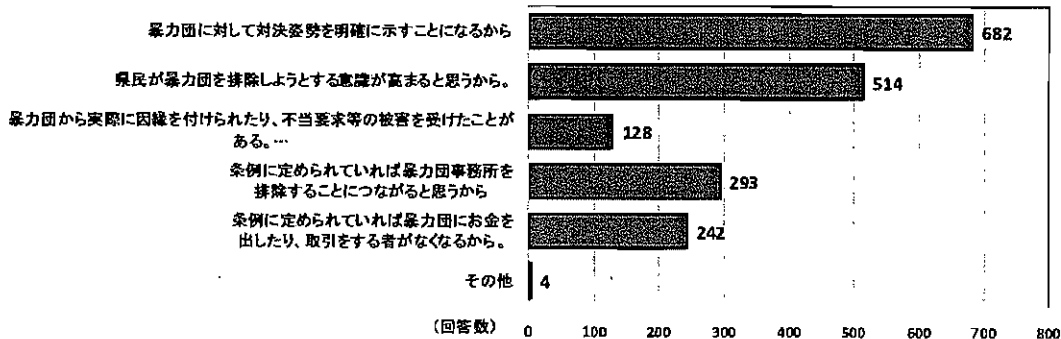
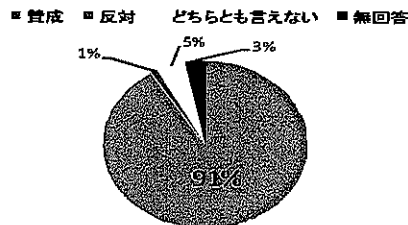
暴力団を社会から根絶するために何が重要かとの質問したところ「警察の取締りの強化」との回答が672人(複数回答)であり、また、そのために「警察が取締りをしやすい条例を作る必要がある。」との回答が642人(複数回答)であり、暴力団取締りに対する警察への期待度の高さがうかがわれた。



(5) 「三重県暴力団排除条例(仮称)」の制定について

暴力団排除条例の制定について質問したところ「賛成」が995人(91.1%)との回答であった。

賛成と回答した理由については「暴力団に対して対決姿勢を明確にする。」「暴力団を排除しようとする意識が高まる。」との回答が1,196人(複数回答)であり、暴力団排除に対する県民の意識の高さがうかがわれた。



(6) 県民等からの意見要望

上記回答と併せ、県民からは、

- 自治会、会社における暴力団排除に関する啓蒙活動が必要である。
- 早く暴力団をなくしてほしい。警察の取締り強化を要望する。
- 暴力団につながる暴走族なども厳しく取り締まってほしい。住みよい街にしてほしい。

等、暴力団排除に関する警察への要望とともに、社会全体での取組みの強化を求める意見が数多く寄せられた。

三重県暴力団排除条例（案）に係る意見募集について

1 意見募集の趣旨

三重県内の暴力団情勢を踏まえ、暴力団の存在及び暴力団員の不当な行為により、県民生活や県内の事業活動に生じる不当な影響を社会全体で排除し、県民の安全で平穏な生活を確保するとともに社会経済活動の健全な発展に寄与することを目的として、県、県民及び事業者が果たすべき役割、暴力団排除のために県が行う施策や事業者が適正な事業を実施するために講ずべき措置などについて規定した「三重県暴力団排除条例（仮称）」を制定する必要があります。

つきましては、条例（案）に関する概要をまとめましたので、県民の皆様のご意見を募集します。

2 意見募集期間

平成22年5月27日（木曜日）から平成22年6月25日（金曜日）まで

【ただし、郵送の場合は当日消印まで有効とします。】

3 資料の入手方法

リンク先「三重県暴力団排除条例（案）の概要」及び「三重県の暴力団情勢」をご覧ください。

なお、資料は、三重県警察本部情報公開総合窓口及び三重県情報公開・個人情報総合窓口でも掲示しています。

4 ご意見の提出方法及び提出先

別添「意見書参考様式」（様式は同様のものでも構いません。）にご意見を記載の上、郵送、ファクシミリ又は電子メールで送付してください。

① 郵送による場合

〒514-8514

津市栄町1丁目100番地

三重県警察本部刑事部組織犯罪対策課 条例準備室

② ファクシミリによる場合

059-225-3731

三重県警察本部刑事部組織犯罪対策課 条例準備室

③ 電子メールによる場合

soudankoucho@police.pref.mie.jp



5 個人情報の取扱い

ご記入いただいた住所、氏名等の個人情報につきましては、この意見募集に関する業務のみで使用することとし、三重県個人情報保護条例に従って適切に管理し、公表しません。

また、提出いただいた意見で、公表することにより、個人又は法人の権利、競争上の地位その他の正当な権利を害するおそれのあるものについては、その全部又は一部を公表しません。

6 ご意見の提出に係る留意事項

- ご意見の内容を確認させていただく場合がありますので、差し支えなければ、住所、氏名、電話番号を記入してください。
- 意見書は、意見の内容1項目につき1枚でお願いします。
- ご意見は、簡潔かつ明瞭に、日本語で記入してください。
- 電話でのご意見等には応じかねますので、あらかじめご了承ください。

7 ご提出いただいたご意見の取扱い

- ご意見は、条例制定事務の参考にさせていただきます。
- ご意見の概要とそれに対する三重県警察の考え方等を、ホームページ等により一定期間公表いたします。
なお、ご意見を提出いただいたご本人への回答はいたしませんので、ご了承ください。
- 意見の募集は、具体的な意見等を収集することを目的としています。賛否の結論だけを示したものや、趣旨が不明瞭なものなどについては、三重県警察の考え方等を示さない場合があります。

8 問い合わせ先

三重県警察本部刑事部組織犯罪対策課

条例準備室

電話番号：059-222-0110（内線4451、4452）

「三重県暴力団排除条例（案）」に対する意見書

提出者	住所	〒
	氏名	
	電話番号	
内容	(ご意見等の論点及び内容)	

三重県暴力団排除条例（案）の概要

（本条例案については検討途中であり、今後変更する場合があります）

条例制定の目的

県内の暴力団勢力は、平成21年12月末で、団体数41団体、暴力団構成員等1,160人を把握しており、このうち、全勢力の97.4%を指定暴力団「山口組」が占めるなど、同組の一極集中が顕著であります。

暴力団の資金獲得活動は、従来、恐喝、覚せい剤の密売などの違法行為を行っていましたが、経済社会の変化に伴い、最近では、組織実態を隠ぺいし、企業や行政機関に不当要求を行ったり、企業活動を偽装して、建設業や金融業等あらゆる経済基盤への進出を図るなど、多種多様な資金獲得活動を行っているのが実態です。

これら反社会的勢力である暴力団は、暴力行為や暴力を背景とした活動によって資金の獲得を図るものであり、県民生活や社会経済活動へ不当に介入し、県民の平穏な生活を脅かし、健全な経済活動に悪影響を及ぼしている状況にあります。

また、県内の事件発生状況を見ると、平成15年には暴力団の対立抗争事件によって幹部1名が殺害されたり、けん銃使用による暴力団幹部殺人事件も発生しており、記憶に新しいところでは、平成20年に発生した「鈴鹿市内における消費者金融強盗殺人未遂事件」、平成21年に発生した「鈴鹿市内における現金輸送車対象の強盗事件」では、犯人グループの中に元暴力団員が存在していました。

その他、みかじめ料名目の恐喝事件や公共工事の下請参入に伴う恐喝事件も発生しており、暴力団による不当な資金獲得活動は依然として看過できない状況にあります。

こうした情勢を踏まえ、暴力団による不当な影響を社会全体で排除し、県民の安全で平穏な生活を確保するとともに社会経済活動の健全な発展に寄与することを目的として、暴力団排除に関する措置を条例で定めることを検討しています。

条例の概要

1 基本理念・県の責務等

【基本理念】

暴力団排除（暴力団による不当な行為を防止し、及びこれにより県民生活又は県内の事業活動に生じた不当な影響を排除すること。）は、社会全体として、暴力団が県内の事業活動又は県民生活に不当な影響を生ぜしめる存在であることを認識した上で、暴力団を恐れないこと、暴力団に対して資金を提供しないこと及び暴力団を利用しないことを基本として、県、県民等（県民及び事業者をいいます。）、関係機関及び関係団体が相互に連携、協力し、推進されなければならないこととします。



【県の責務】

県は、県民等、関係機関及び関係団体が暴力団排除のための活動を行おうとする場合には、情報の提供、助言、指導その他必要な支援の措置を講じることとします。

また、県民等が安心して暴力団排除のための活動の実施に取り組むことができるよう、その安全の確保に配慮することとします。

【県民等の責務】

県民及び事業者は、基本理念にのっとり、相互の連携協力を図って暴力団排除のための活動に取り組み、県が実施する暴力団排除に関する施策に協力し、また暴力団排除に資すると認められる情報を知ったときは、県に対し、当該情報を提供するよう努めることとします。

2 県の施策

【不当要求行為に対する措置】

県は、暴力団員等から不当要求行為があった場合には、これを拒否するとともに、警察への通報その他適正かつ円滑な職務の執行を確保するために必要な措置を講じることとします。

【県の事務及び事業における措置】

県は、公共事業その他の県の事務又は事業において、暴力団を利することとならないよう、暴力団員等及び暴力団員と密接な関係を有する者などを県が実施する入札等に参加させない等の必要な措置を講じることとします。

【公の施設の使用における措置】

県又は指定管理者は、県が設置した公の施設が暴力団の活動の用に利用されると認めるときは、使用を承認せず、又は当該使用の承認を取り消すことができることとします。

【訴訟に対する支援】

県は、暴力団事務所の使用の差止めの請求、暴力団員等による犯罪の被害に係る損害賠償の請求その他の暴力団員等に対する請求に係る訴訟であって、暴力団の排除に資すると認められるものを提起し、又は提起しようとする県民等に対し、情報の提供その他の必要な支援を行うこととします。

【暴力団からの離脱の促進、保護措置】

県は、暴力団員の組織からの離脱を促進し、その社会復帰を援助するために必要な措置を講じることとし、警察本部長は、暴力団排除のための活動に取り組んだこと等により暴力団から危害を被るおそれがあると認められる者に対し、警察官に警戒させるなど、保護対策の実施に必要な措置を講じることとします。

【広報及び啓発、関係機関との連携、協力】

県は、県民等が暴力団排除の重要性について理解を深めることができるよう、広報及び啓発を行い、暴力団排除活動の推進に当たって、国及び他の都道府県との連携、市町に対する協力を行うこととします。

3 青少年の健全な育成を図るための措置

【暴力団への加入防止のための措置】

県は、学校教育及び社会教育において、青少年（18歳未満の者をいう。）が暴力団排除の重要性を認識し、暴力団員等による犯罪被害を受けないための教育が行われるよう適切な措置を講じるよう努めることとします。

【暴力団事務所の開設及び運営の禁止】

青少年の健全育成を図るため、学校、児童福祉施設、図書館などの教育施設から周囲 200メートルの範囲においては、暴力団事務所を新規に開設又は運営してはならないこととし、違反した場合には罰則を科すこととします。

4 事業者が講ずべき措置

【利益供与の禁止】

事業者が、自己の事業に関して、暴力団の威力を利用する目的、暴力団の活動又は運営に協力する目的で暴力団員等に利益の供与をすることを禁止します。

違反した事業者に対しては、違反事実に関する勧告・公表の措置を講じることができることとします。

*前記の利益供与を受けた暴力団員に対しても同様の措置を講じることとします。

【疑わしい取引関係者の確認】

事業者は、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなる疑いがあると認める取引について、取引の相手方等が暴力団員でないことを確認するよう努めることとします。

【契約時における措置】

事業者は、その行う事業に関して契約を締結する場合には、その契約の内容として、暴力団員を契約の相手方としない旨の定めを設けるよう努めることとします。

5 不動産取引に関する措置

【不動産の譲渡等をしようとする者等の責務】

(1) 県内に所在する不動産の取引（売買、賃貸借等）を行おうとする者は、取引に係る契約の前に、契約の相手方に対し、不動産を暴力団事務所の用に供するものでないことを確認するよう努めることとします。

(2) 不動産の取引を行おうとする者は、当該不動産が暴力団事務所の用に供されることとなることを知って、取引に係る契約をすることを禁止し、違反した場合は、違反事実に関する勧告・公表の措置を講じることができることとします。

(3) 不動産の取引を行おうとする者は、不動産取引に当たり、当該不動産が暴力団事務所に使用されていることが判明したときは、催告をせずに契約を解除し、又は不動産の買戻しをするよう努めることとします。

【不動産の譲渡等の代理等をする者の責務】

- (1) 不動産取引の代理又は媒介をする者は、不動産取引を行う者が、上記の不動産の契約に関する規定を遵守するために必要な助言その他の措置を講じなければならないこととします。
- (2) 何人も、不動産が暴力団事務所に使用されることを知って、取引の代理又は媒介をしてはならないこととし、違反した場合は、違反事実に関する勧告・公表の措置を講じることができることとします。

6 安全安心まちづくりに向けた暴力団排除対策の推進

【飲食店、風俗営業店等における暴力団排除対策の推進】

警察本部長及び関係団体は、酒類提供飲食店を始めとする飲食店、風俗営業店を営む者が、暴力団員からのみかじめ料、用心棒料にかかる要求を拒否することができるよう情報の提供、助言、指導その他の必要な支援を行うこととします。

【旅館、ホテル等における暴力団排除対策の推進】

旅館、ホテル等の事業者は、暴力団の活動等の用に供されることを知ってホール、客間等の施設を利用させてはならないこととし、違反した場合は、違反事実に関する勧告・公表の措置を講じることができることとします。



三重県警察

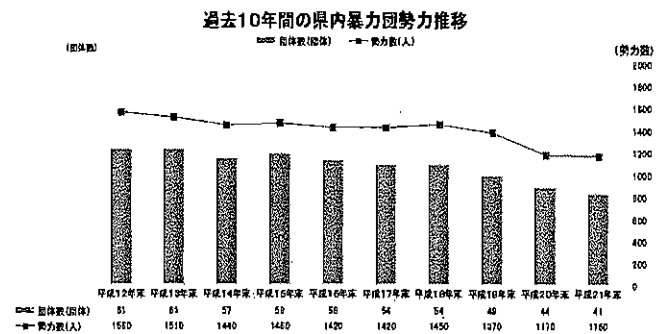
三重県の暴力団情勢

1 山口組の一極集中化

三重県における暴力団勢力は、平成21年12月末現在、団体数41団体、暴力団構成員等1,160人を把握しており、このうち97.4%を山口組が占めています。

全国勢力を見ても、山口組が全暴力団構成員等の45%を占めており、山口組による一極集中化が進んでいます。

	全 国				三 重 県			計
	団体数	勢 力	構成員	準構成員	団体数	構成員	準構成員	
山口組系	-	36,400	19,000	17,400	39	500	630	1,130
稲川会系	-	9,400	4,700	4,700	-	-	-	-
住吉会系	-	12,800	6,100	6,700	-	-	-	-
その他系	-	22,300	8,800	13,500	2	10	20	30
計	-	80,900	38,600	42,300	41	510	650	1,160



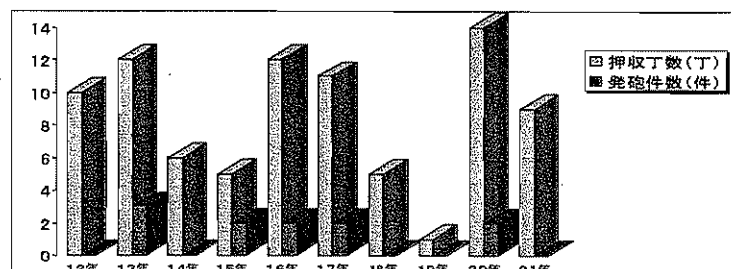
「暴力団構成員等」とは、暴力団構成員及び準構成員をいいます。(暴力団勢力数は、暴力団構成員に準構成員を合わせた数)

「暴力団準構成員」とは、暴力団と関係を有する者であって、暴力団の威力を背景に暴力的不法行為等を行うおそれがあるもの又は暴力団若しくは暴力団員に対し、資金、武器等の供給を行うなど暴力団の維持若しくは運営に協力し、若しくは関与する者をいいます。

2 けん銃使用による凶悪事件等の発生

三重県では、平成16年以降、対立抗争事件は発生していないものの、けん銃使用による凶悪事件やけん銃不法所持事件は依然として発生しており、県民生活へ重大な脅威を及ぼしています。

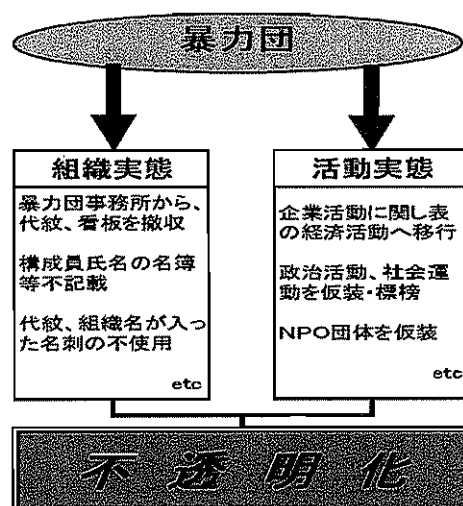
	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21
押収丁数(丁)	13	7	10	12	6	5	12	11	5	1	14	9
発砲件数(件)	2	0	0	3	0	2	2	2	0	0	2	0



3 不透明化する暴力団

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律が施行された後、暴力団は組事務所から代紋、看板等を撤収し、名簿などに構成員の氏名を記載せず、暴力団を示す名刺を使用しないなど、組織実態に関する事実を隠蔽する傾向が強まってきています。

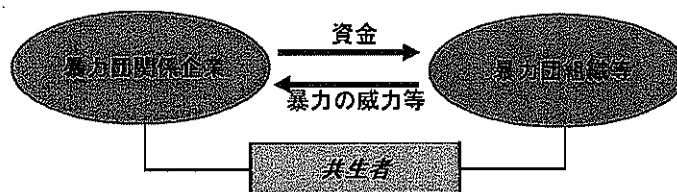
活動形態においても、企業活動や社会運動を仮装、標榜するなど、不透明化傾向が一層顕著になってきています。



4 巧妙な資金獲得活動

暴力団による資金獲得活動は、組織的に行使する暴力とその威力を利用しつつ、取締りや暴力団対策法の規制が及ばない領域を探し当て、より大きな資金を獲得することを企図しており、経済社会の変化に対応して、その資金獲得活動の態様を変化させ続けています。

また暴力団関係企業のほか、暴力団に資金を提供し、又は暴力団から提供を受けた資金を運用した利益を暴力団に還元するなどして、暴力団の資金獲得活動に協力、関与する個人やグループの存在がうかがわれ、これらの者は、表面的には暴力団との関係を隠しながら、その裏で暴力団の資金獲得活動に乗じ、又は暴力団の威力、情報力、資金力等を利用することによって自らの利益拡大を図るなど、言わば、暴力団の共生者として、暴力団の資金獲得活動の不透明化の大きな一因となっています。



5 暴力団のいない安全で安心して楽しめる「まち」の実現を目指して

平成4年の暴力団対策法施行後、暴力団取締りにおいて一定の成果を挙げているものの、今なお、暴力団は勢力を維持しつつ、暴力によって県民の安全・安心な暮らしを脅かしています。

このような暴力団による不当な影響を社会が一丸となって排除し、三重県を安全で安心して楽しめる「まち」にしていく必要があります。